

越前町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目標

越前町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、越前町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、越前町建築物耐震改修計画を補完する施策として位置付ける。

3. 取組内容・目標・実績

計画	令和6年度取組内容	前年度までの実績
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。 ②住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施。 ③住宅の建替費に対する一部補助を実施。 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時に県が作成する耐震改修事例集を配布することにより耐震改修を促進 ・耐震診断後に補強プランを作成するとともに、耐震改修費の概算費用を提示 ・耐震診断を実施した者に対してTELによりフォローアップ ・県と連携して耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメールによる耐震化促進を実施 ②改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・県が登録・作成する耐震改修事業者の名簿を公表 ③一般町民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の必要性を広報誌等により周知 ・チラシ等により制度概要等の周知を実施 <p>令和6年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:3戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:1戸 	<p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:4戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:0戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:7戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:8戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:1戸 <p>平成31年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:7戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:7戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:2戸 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:9戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:5戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:5戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:0戸 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断費補助戸数:5戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:2戸
自己評価	<p>前年度（令和5年度）の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やHPにおける事業案内などによる補助事業の制度周知を実施 ・チラシを窓口に設置 ・宛名を明記したダイレクトメール9,274通送付 ・県と連携して耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメールによる耐震化促進を実施 ・県と連携して改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を実施 	<p>前年度（令和5年度）の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や補助制度周知用ポスター現地掲出など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。